

各種技能講習受講助成金交付要綱

一般社団法人愛知県トラック協会

(目的)

第1条

この要綱は、一般社団法人愛知県トラック協会（以下「愛ト協」という。）に加盟する会員事業者（以下「事業者」という。）の従業員、役員、受入出向者（下線以下「従業員等」という。）が愛知県内における労働安全衛生法第77条に定める登録教習機関において実施した技能講習、一般安全講習、特別教育を受講し修了した場合、事業者が負担した受講料の一部を協会が助成することにより、会員事業所における適切な安全管理体制の構築促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「技能講習」とは、労働安全衛生法施行令第6条12号及び同20条7、11、16号に定める業務にかかる次に掲げる講習とする。
 - 一 フォークリフト運転技能講習（但し、31時間講習及び35時間講習等、一講習につき4日以上講習に限る）
 - 二 小型移動式クレーン運転技能講習（未経験者・玉掛け修了者を問わない）
 - 三 玉掛け技能講習（未経験者・補助経験者を問わない）
 - 四 はい作業主任者技能講習
- (2) 「一般安全講習」とは、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部（以下「陸災防」という。）が実施する次に掲げる講習とする。
 - 一 はい作業従事者安全教育
 - 二 安全管理者選任時研修
 - 三 安全衛生推進者能力向上教育
 - 四 フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
 - 五 積卸し作業指揮者教育
 - 六 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
 - 七 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育／積卸し作業指揮者教育（1.5日間）
 - 八 交通労働災害防止担当管理者教育

九 腰痛予防の対策教育

(3) 「特別教育」とは、陸災防が実施する次に掲げる講習とする。

一 テールゲートリフター特別教育を実施する事業場向け講師（インストラクター）養成講座

(助成対象)

第3条

助成対象は、愛知県内の営業所に従事する従業員等が業務を行う上で必要な講習の費用を負担した会員事業者とする。

2 申請の上限は1事業者につき20名(1人が2種類の講習を受講した場合、2名の取扱い)までとする。

(助成対象期間)

第4条

助成対象期間は、令和7年4月1日から令和8年1月30日までとする。

2 対象期間内であっても予算枠に達した場合は、打ち切ることがある。

(助成対象講習・金額)

第5条

助成金額は、講習ごとに次のとおりとする。

- (1) フォークリフト運転技能講習 2万6千円
- (2) 小型移動式クレーン運転技能講習 2万8千円
- (3) 玉掛け技能講習 2万円
- (4) はい作業主任者技能講習 9千円

【以下は、陸災防の実施した講習に限る。】

- (5) はい作業従事者安全教育 6千円
- (6) 安全管理者選任時研修 1万6千円
- (7) 安全衛生推進者能力向上教育 1万円
- (8) フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 6千円
- (9) 積卸し作業指揮者教育 7千円
- (10) 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 7千円
- (11) 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育/積卸し作業指揮者教育(1.5日) 1万円
- (12) 交通労働災害防止担当管理者教育 6千円

(13) 腰痛予防の対策講習 7 千円

(14) テールゲートリフター特別教育を実施する事業場向け講師（インストラクター）
養成講座 2 万円

（助成対象経費）

第 6 条

助成対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 事業者が負担した費用
- (2) 助成対象期間内に修了した講習費用

（助成対象外経費）

第 7 条

助成対象外経費は、次のとおり（以下一例）とする。

- (1) 従業員等が負担した費用
- (2) 助成対象期間外に修了した講習費用
- (3) 派遣労働者が受講した講習費用

（助成金の申請）

第 8 条

事業者は、次に掲げる書類を助成対象期間内に愛ト協に提出するものとする。

- (1) 各種技能講習受講料助成金交付申請書（様式 1）
- (2) 各種技能講習受講一覧（様式 2）
- (3) 修了証の写し
- (4) 雇用形態に応じて次の何れかの書類
 - ア （非）正規雇用：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - イ 法人役員で雇用保険被保険者でない者：履歴事項全部証明書の写し
 - ウ 法人役員で雇用保険被保険者である者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- エ 出向者：出向契約書の写し
- (5) 入金口座登録書（既に提出済の場合は不要、登録内容が不明の場合は提出）

2 愛ト協は必要に応じ、提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

（提出書類の要件）

第9条

前条に定める提出書類は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 修了証は、当該事業年度内に修了したことを証するものであること。
- (2) 修了証は、裏面に記載があるか問わず、両面を印刷すること。
- (3) 出向契約書は、当該従業員等の氏名及び期間が明示されていること。

(助成金の支払い)

第10条

愛ト協は、第8条による申請を受け、その内容が適当と認める場合は、助成金の支払いを決定する。

(助成金の交付)

第11条

本事業による助成は、運輸事業振興助成交付金により行うため、年度内に交付するものとする。

但し、国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本助成額を減額することがある。

(助成金の返還等)

第12条

愛ト協は、事業者が次の各号の何れかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請内容に虚偽の記載又は助成金交付に伴う条件に違反したとき
- (2) 本要綱等の規定に違反又はこれらに基づく処分に従わないとき。
- (3) 事業者が愛ト協会員資格を失ったとき。
- (4) 直近までの愛ト協会費が納入期日を超えて未納のとき。

2 愛ト協は、前項の場合において、既に事業者へ助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。この場合、愛ト協は、文書をもってその旨を事業者へ通知しなければならない。

3 事業者は、第1項及び前項の処分に対し、異議の申し立てをすることができず、誠意をもってその義務の履行に努めなければならない。

(事業に関する報告)

第13条

愛ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求めることができるものとする。

(管理台帳等の作成・保管)

第 14 条

愛ト協は、助成金の交付に係る管理台帳を作成・保管する。

(雑則)

第 15 条

愛ト協は、本事業の円滑な推進を図るため必要な事項で、本要綱に定めのない問題が生じたときは、組織決定のうえこれを解決するものとする。

2 本要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定める。

(附則)

本要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行し、4 月 1 日以降に発行された技能講習修了証(平成 20 年度受講分を除く)に係る受講料支払い分から適用する。

平成 22 年 5 月 7 日 常任理事会にて一部変更

平成 25 年 4 月 2 日 常任理事会にて一部変更

平成 26 年 4 月 1 日 常任理事会にて一部変更

平成 27 年 4 月 1 日 常任理事会にて一部変更

平成 28 年 4 月 1 日 常任理事会にて一部変更

平成 29 年 3 月 17 日 常任理事会にて一部変更

平成 30 年 3 月 20 日 理事会にて一部変更

平成 31 年 3 月 18 日 常任理事会にて一部変更

令和 2 年 3 月 24 日 常任理事会にて一部変更

令和 3 年 3 月 23 日 常任理事会にて一部変更

令和 4 年 3 月 22 日 常任理事会にて一部変更

令和 5 年 3 月 22 日 常任理事会にて一部変更

令和 5 年 8 月 9 日 常任理事会にて一部変更

令和 6 年 3 月 21 日 常任理事会にて一部変更

令和 7 年 3 月 12 日 常任理事会にて一部変更